

## 【宮城県からのお知らせ】

### 原油高騰に伴う中小企業者に対する金融支援について

原油高騰の影響を受けた中小企業者に対し、県制度融資「セーフティネット資金（保証5号）」及び「緊急経済変動対策資金」により、円滑な資金調達を支援します。

#### 1 セーフティネット資金（保証5号）

##### 融資対象者

次のいずれかの要件に該当する中小企業者等

- (1) 指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少していること
  - (2) 指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない事
- ※市町村長による認定が必要です。詳しくは市町村にお問い合わせください

|             |                   |
|-------------|-------------------|
| 亘理町 商工観光課   | 0223-34-0513 (直通) |
| 山元町 商工観光交流課 | 0223-36-9837 (直通) |

#### 2 緊急経済変動対策資金

##### 融資対象者

燃料費高騰、原材料高騰に起因するもので、次のいずれかに該当する中小企業者等

- (1) 最近3か月間の売上高に占める製造原価（売上原価、工事原価等の類するものを含む。以下同じ。）の割合が、前年の同期と比較して10%以上増加している中小企業者等
  - (2) 最近3か月間の売上高に占める製造原価の割合が、前年の同期と比較して5%以上増加し、かつ前々年の同期と比較して10%以上増加している中小企業者等
- ※融資申込時に金融機関へ

#### ○ 取扱金融機関

県内に本店・支店を有する都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫及び農林中央金庫

#### ○ 日本政策金融公庫によるセーフティネット貸付のご案内

日本政策金融公庫が実施するセーフティネット貸付について、特別相談窓口が設置されたことにより要件が緩和され、支援対象が原油高騰により今後の影響が懸念される事業者にまで拡大されます。

#### お問合せ先

宮城県経済商工観光部 商工金融課 商工金融班  
メール：[syokokink@pref.miyagi.lg.jp](mailto:syokokink@pref.miyagi.lg.jp)  
TEL：022-211-2744



## 日本政策金融公庫 個別金融相談会

日本政策金融公庫による個別金融相談会を開催いたします。運転資金や設備資金、諸経費等の支払のご相談などございましたら、お気軽にお申込み下さい。

尚、相談会は予約制となりますので、同封の申込用紙をご確認の上、1月25日(火)までFAX(34-3122)にて商工会へお申込ください。

**会場**：亘理事務所会議室

**日時**：令和4年2月3日(木)

午前10時～午後4時

※予約に関する問い合わせ、変更等はTEL(34-3121)にてご相談下さい。

## 年末調整はお済ですか？

### 源泉税の納付期限は令和4年1月20日です

従業員及び事業専従者等の令和3年下期分（7月～12月）の源泉所得税の納付期限は、1月11日（火）ですが、納期特例の承認を受けている場合は、

1月20日（木）までとなっております。

納付期限が過ぎますと延滞税がかかる場合があります。また、納税額がない場合でも税務署へ報告義務がありますので、お忘れのないようお願い致します。

年末調整に係り税務署や市町村に提出する書類には、事業主、事業専従者、従業員等のマイナンバーが必要となりますので予めご確認ください。

商工会では税に関する相談・指導を行っております。お気軽にご相談ください。



# 地域経済活性化に基軸をおいて

## 亘理山元商工会 会長 門澤俊夫



新年あけましておめでとうございませう。

令和四年の新春をお健やかに迎えのことと、心からお慶びを申し上げます。

会員の皆様には日頃より、商工会の事業運営に対しまして格段なるご理解とご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、我が国経済は、全国的に蔓延した新型コロナウイルスの感染拡大により、国民生活を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いております。

そのような中、八月二十七日から九月十二日にかけて宮城県においても国の特別措置法による「緊急事態措置」が適用されたことにより、飲食店等に対する休業要請及び営業時間短縮要請

が行われ、それに伴う売上の激減や資金繰りの悪化など中小・小規模事業者が困窮している状況は今なお続いています。

商工会としては、地域経済活動を支える為、新型コロナウイルス感染症対策経営相談窓口を引き続き開設し、月次支援金をはじめ各種支援策等の周知や申請支援を行い、会員事業所の皆様とともに経営の継続維持に向けた経営支援を実施してまいりました。

地域総合振興事業では特産品販路拡大支援として亘理山元の特産品を詰め合わせギフトとした「亘理山元応援セット」の販売を行い、郷土の「風土」や商品の「強み」を消費者へアピールし、多くの皆様からお申し込み頂き

ました。また、共同広告チラシ発行事業、フードマップ発行事業、わたりエール商品券2nd事業の実施等、各種コロナ対策関連事業を実施いたしました。さらに日本政策金融公庫による個別金融相談会の定期的な実施による資金繰り対策や、小規模事業者持続化補助金の申請支援、全国連の伴走型小規模事業者支援推進事業など数多くのコロナ対策支援制度の周知や申請支援を行い、経営改善普及事業においても小規模事業者の利益確保を図るべく個社支援に努めて参りました。

また、昨年二月十三日に発生した福島沖を震源とする地震で、山元事務所が壊滅的な被害

を受けたことにより、事務所の一時閉鎖を余儀なくされていることから、八月に建設検討委員会を設置し、今後の対応について検討を重ねております。山元地区の会員の皆様には、大変ご不便をおかけしておりますが、ご理解とご協力頂きます様、お願い申し上げます。「WITHコロナ時代」にあつて、商工会としては地域経済活性化につながる「提案力」に一層磨きをかけ、会員事業所の期待に応えていくことを役割の基軸とし、亘理・山元地域経済の活性化事業に対し、鋭意取り組んでまいります。

結びに、会員の皆様方のご健勝とご繁栄を心よりご祈念申し上げます、新年の挨拶といたします。

また、昨年二月十三日に発生した福島沖を震源とする地震で、山元事務所が壊滅的な被害

本年も宜しく願ひします

- 会長 門澤俊夫
- 副会長 早坂正実
- 理事 酒井潤一
- 筆頭理事 大堀清
- 理事 刈谷文俊
- 青田秀彦
- 佐藤正人
- 藤原竜二
- 渡部安弘
- 佐藤総治
- 菊地一治
- 岩佐正夫
- 杉山和夫
- 黒崎敏郎
- 宮本敏昇
- 岩見圭
- 鈴木隆
- 中村正行
- 遊佐宗之
- 土生重信
- 成田建治
- 穴戸一男
- 齊藤邦男
- 渡辺健太
- 横尾裕子
- 笹木一彦
- 山田勝彦
- 事務局職員一同

監事

山田勝彦

# 商工業の明るい未来を目指して



亘理町長 山田周伸

明けましておめでとござい  
ます。

令和四年の新春を迎え、心から  
お慶びを申し上げます。また、皆  
様には平素から地域経済の中心  
として、商工業の発展と経済の活  
性化のためにご尽力を賜ってお  
りますことに対し、厚く御礼申し  
上げます。

昨年は一昨年に続き、新型コロ

ナウイルス感染症拡大の影響を  
受け、各種イベントの中止や三密  
回避による在宅勤務の増加、緊急  
事態宣言による飲食店の営業時  
間の短縮などにより、人々の行動  
様式は大きく変化しました。本町  
においても、多くのイベントを中  
止するなど、感染予防対策を講じ  
るとともに各種支援制度を創設  
し、事業者の支援に取り組んでま  
いりました。

その様な状況下において、地域  
商工業者の支援機関として貴会  
の果たす役割はますます重要性  
を増し、コロナ禍により疲弊した  
事業者に寄り添い、きめ細やかな  
経営支援を実施され、事業者の  
方々の経営安定や発展のため  
日々ご尽力されておりますこと  
に対し、心から敬意と感謝を表し  
ます。

また、中小企業の事業継続を目  
的とした亘理町独自の支援策で  
ある「事業継続支援第二期給付  
金」「認証店応援金」「融資制度利  
用事業者支援金」「わたりエール

商品券2nd」に係る事業に対し  
ましても、制度内容の周知から申  
請支援、事業の円滑な実施に至る  
まで多くのご協力をいただき、重  
ねて感謝申し上げます次第であり  
ます。

さて、本町では春に完成予定で  
あります亘理駅東口改札及び悠  
里館と東西自由通路に接続する  
エレベーターの新設によりまし  
て、亘理駅の利便性の向上とバリ  
アフリー化が図られ、町のさらな  
る発展と図書館やコワーキング  
スペースなどを備える本町の文  
化・情報の発信拠点である悠里館

への集客につながることを大い  
に期待しているところです。  
今後とも、町民の皆様と行政が  
力を合わせ、昨年四月からスタ  
ートした「第五次亘理町総合発展計  
画 後期基本計画」を着実に実行  
し、“また来たくなる・ずっと住  
みたくなるまち亘理町”の実現に  
努めてまいりますので、引き続き  
ご支援、ご協力を賜りますようお  
願い申し上げます。

結びに、亘理山元商工会の益々  
のご発展と、会員皆様のご健勝と  
ご多幸を心よりご祈念申し上げ、  
年頭の挨拶といたします。



実現に向けて  
山元町長 齋藤俊夫

# 「賑わいと活気、希望に満ちた笑顔あふれるまち」の

謹んで新年のご挨拶を申し上  
げます。

皆様におかれましては、穏やか  
に新年をお迎えのこととお慶び  
申し上げます。

さて、昨年は、一月の福島県沖  
を震源とする地震被害に加え、一  
昨年来猛威を振るう新型コロナウイルス  
感染症の拡大に伴い、まん延防止  
等重点措置の適用や緊急事態宣

言の発出により、外出や移動の自  
粛、経済活動の制限を余儀なくさ  
れ、その影響は日常生活のみなら  
ず、業種を問わず産業全体の経済  
活動に波及しております。

貴会をはじめ会員の皆様にお  
かれましては、コロナ禍による地  
域経済の停滞に加え、地震被害に  
伴う山元事務所の閉鎖など、これ  
まで経験したことのない厳しい

環境の下、経営の安定と地域経済  
の活性化に向け、日々試行錯誤し  
ながらの各種取り組みへの御尽  
力に対し、改めて敬意と感謝を表  
すところであります。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観  
点から、昨年も残念ながら、各種  
イベントを自粛せざるを得ない  
状況となりましたが、町では、地  
域に賑わいと活気を取り戻すべ  
く、夏には恒例の「ひまわり畑」  
の一般開放を実施したほか、年末  
には、町内で活動する地域振興団  
体との共催により「キラリ☆やま  
もと年末花火Ⅱ」と銘打ち、新年  
の無病息災や経済回復等への願

いを込め一〇〇〇発余りの花火  
を上げたところであり、今は一  
日も早いコロナ禍の終息を願っ  
てやみません。

その一方で、農水産物直売所  
「やまもと夢いちごの郷」は、地  
域の皆様のご支援と、昨年一月に  
開業したフードコートとの相乗  
効果もあり、オープンから二年八  
カ月を経過した昨年十月、累計来  
場者数が一五〇万人を突破し、文  
字通り町の魅力を発信するラン  
ドマークとして大きな役割を担  
っており、今年も、更なる賑わ  
いの創出と地域活性化の牽引役  
を担うものと期待しております。

町と致しましては、コロナ禍で  
疲弊した地域経済の回復を図る  
べく、引き続き、皆様と手を携え  
ながら、ウィズコロナ、アフター  
コロナを見据えた商工業振興に  
取り組み、賑わいと活気、希望に  
満ちた笑顔あふれるまちを目指  
し邁進して参りますので、町政全  
般にわたり、より一層のご理解と  
ご協力を賜りますようお願い申し  
上げます。

結びに、亘理山元商工会の益々  
のご発展と、会員皆様のご健勝と  
ご多幸を心よりご祈念申し上げ、  
年頭の挨拶といたします。

# 決算・申告について商工会へ依頼される方は事前にご予約ください。

令和三年分の確定申告書提出の時期が近づいてまいりました。

商工会へ決算を依頼される会員の方は、次の書類を準備の上、事前にお申し込みください。(予約制・手数料別途)

- ① 現金出納帳等諸帳簿
  - ② 預金通帳・当座預金の照合票
  - ③ 棚卸表
  - ④ 源泉徴収簿
  - ⑤ 売掛金・買掛金・借入金等の残高がわかる書類
  - ⑥ 新たに購入した車輛・什器備品・機械器具等の売買契約書等
  - ⑦ 科目別の集計表
  - ⑧ 生命保険・個人年金・損害保険料・小規模企業共済等の控除証明書
  - ⑨ 国民年金保険料(証明書)・国民健康保険税・固定資産税等の納付書
  - ⑩ 税務署から送付されたハガキ
  - ⑪ マイナンバーカードもしくは通知カード(申告者及び扶養者や専従者分も含みます)
  - ⑫ 運転免許証等の本人確認書類
  - ⑬ 昨年度の申告書(控)、決算書(控)
  - ⑭ 印鑑(インク式は不可)
- ・ 予約受付開始 令和四年一月十一日  
 ・ 指導最終日 令和四年三月 九日  
 ・ 指導時間 午前九時～午後四時  
 (土日・祝日を除く)

## 新型コロナウイルス感染症に係る給付金等の税務上の取扱い

新型コロナウイルス感染症に関連して国や県、町から支給された給付金、助成金、協力金、支援金等は、支給の対象者や目的、根拠となる法令等により税務上の取り扱いが異なります。

### 【課税となるもの】

一時支援金や月次支援金、地方自治体からの協力金や支援金等は、課税対象となり、所得税や住民税が課税されます。なお、いずれも消費税法上の課税の対象には該当せず、税区分は不課税取引となります。

#### ① 事業所得等に区分されるもの

事業に関連して支給される助成金(例えば、事業者の収入が減少したことに対する補償や支払賃金などの必要経費に算入すべき支出の補てんを目的として支給するものなど)

#### ② 一時所得に区分されるもの

事業に関連しない助成金で臨時的に一定の所得水準以下の方に對して一時に支給される助成金

#### ③ 雑所得に区分されるもの 上記①・②に該当しない助成金

※一般的な給与所得者については、給与所得以外の所得が20万円以下である場合には、確定申告不要とされています。

### 【非課税となるもの】

- ① 助成金の支給の根拠となる法令等の規定により、非課税所得とされるもの
- ② 所得税法の規定により、非課税所得とされるもの

## 医療費控除セルフメディケーション税制が延長されました

令和3年分から適用される税制改正項目のひとつとしてセルフメディケーション税制が5年延長されました。また、病氣予防等の為の一定の取組を行ったことを明らかにする書類の添付等が不要となるなど書類の簡素化が実施されます。

**適用期限：令和8年12月31日まで延長**

### 【セルフメディケーション税制とは・・・】

健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行っている方が、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族のために特定一般用医薬品等購入費を支払った場合には、一定の金額の所得控除(医療費控除の特例)を受けることができます。また、セルフメディケーション税制は医療費控除の特例であり、通常の医療費控除との選択適用となりますので、いずれか一方を選択して適用することになります。

セルフメディケーション税制による医療費控除額は、実際に支払った特定一般用医薬品等購入費の合計額(保険金などで補填される部分を除きます。)から1万2千円を差し引いた金額(最高8万8千円)です。なお、一定の取組(人間ドックなど)に要した費用は、セルフメディケーション税制による医療費控除の対象となりません。



詳しくは 国税庁ホームページへ



### 中小企業倒産防止共済制度

## 経営セーフティ共済



経営セーフティ共済は、取引先事業者が倒産し、売掛金債権等が回収困難になった場合に、貸付けが受けられる共済制度です。「もしも」のときの資金調達手段として当金の資金繰りをバックアップします。

### 中小企業倒産防止共済制度の特長

- 1 掛金の10倍の範囲内で **最高8,000万円** まで貸付け
  - 2 貸付条件は **無担保・無保証人**
  - 3 掛金は税法上 **損金(法人)または必要経費(個人事業)**に
- 「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の10倍に相当する額(最高8,000万円)」のいずれか少ない額となります。償還期間は共済金の貸付金額に応じて5年～7年(最長期間6か月を含む)で毎月均等償還です。
- 共済金の貸付けは、「無担保・無保証人」「無利子」です。ただし、共済金の貸付けを受けると貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。
- 掛金月額：5千円～20万円の範囲内(5千円単位)で自由に選べます。

**チャットボット** なら24時間・365日お問い合わせにお答えします

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。詳しくは右記のQRコード又はホームページからご確認ください。

加入・掛金のご質問はこちらをクリック  
 3分程度いつでもチャットで質問可能です  
 経営セーフティ共済

